

令和 6 年度版



若者奨学金返還 支援助成金

登録申請手続き

目次

1 支援制度の概要	P1
2 助成金交付までの流れ	P2
3 登録申請の手続き※登録申請書の記載例は P4・P5 に掲載	P3
4 提出・問合せ先	P8

上越市 総合政策部
総合政策課

1 支援制度の概要

(1) 目的

大学等への進学の後押しと、卒業後の市内定住を促進するため、大学等卒業後の奨学金返還に係る経済的負担の軽減を目的として、上越市に定住する若者を対象に、奨学金の返還額の一部を支援します。

(2) 交付対象者

次の全ての要件に該当する方が対象です。

- ① 上越市に通算3年以上居住している、または居住していたことがある
- ② 大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）、専修学校（専門課程に限る）の在学中に奨学金の貸与を受け、卒業し、奨学金を返還している
- ③ 上越市に住民登録（住所）があり、実際に居住していて、定住する意思がある
- ④ 助成金を受ける年度の3月31日時点の年齢が満30歳以下である
- ⑤ 市税の滞納がない
- ⑥ 公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない
- ⑦ 上越市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない
- ⑧ 暴力団、暴力団員でない（社会的に非難される関係も含む）

(3) 対象となる奨学金

- ・地方公共団体、大学等
 - ・独立行政法人日本学生支援機構
 - ・その他これらに類する団体
- が貸与する奨学金
(有利子・無利子は問いません。)

(4) 助成金額

交付申請年度の前年度における奨学金返還額の3分の2(千円未満切捨て)上限額20万円/年(累計100万円まで)

※利子、繰上返還、滞納繰越分も対象となります

例 令和6年度に12万円を返還 → 令和7年度に8万円を助成

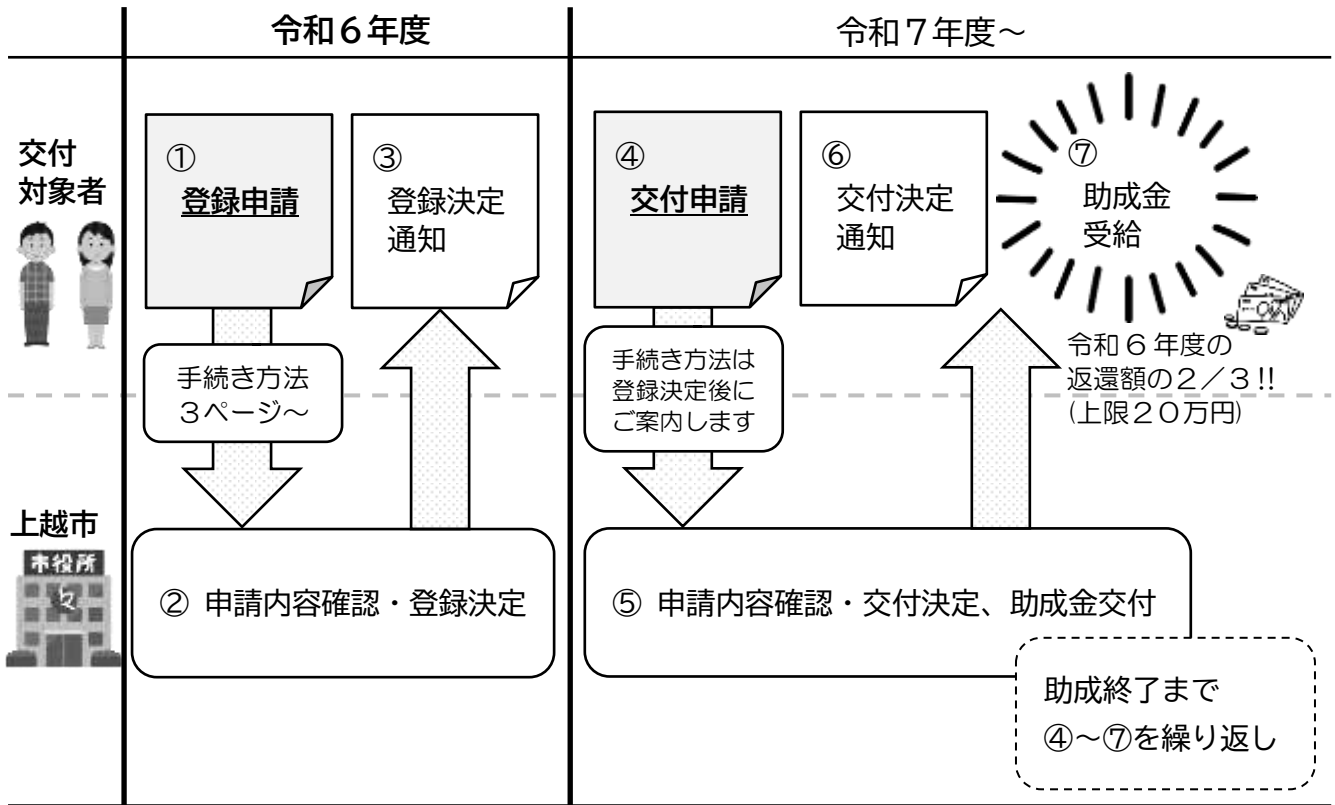
(5) 助成対象期間

29歳になる年度までの間に、上越市に住民登録がある期間で、かつ、居住しながら奨学金を返還した月から60か月(5年間分)

※2ページの返還支援のイメージ図を参照

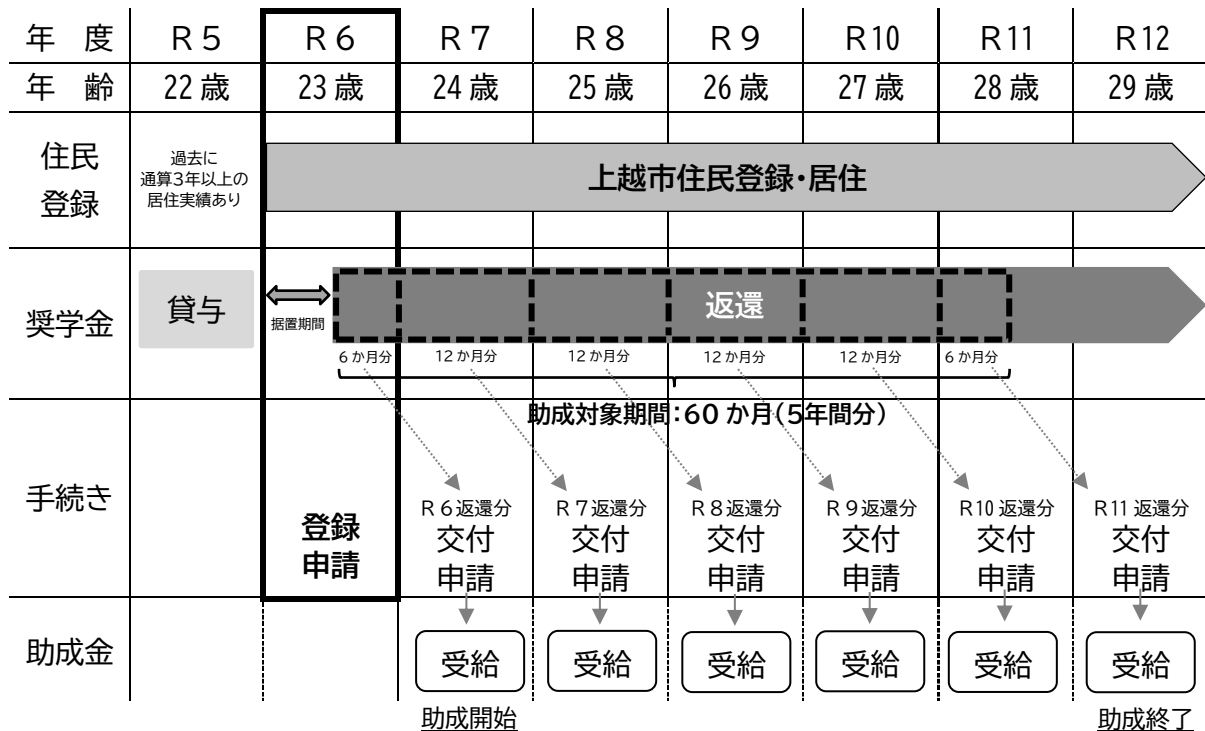
2 助成金交付までの流れ

〔例：令和6年度から奨学金の返還が開始となる方〕



※令和5年度中（1年に満たない期間を含む）に、上越市に住居登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還していた方で、交付対象者要件を全て満たす場合は、令和6年度に登録申請と交付申請をしていただくことで助成金の受給が可能です。なお、令和6年度に助成金の受給が可能な方の登録申請は、令和6年4月1日から受け付けます。

〔返還支援のイメージ図：R6.3月大学卒業、4月から社会人（10月返還開始）のパターン〕



※上越市以外で住民登録・居住し、返還していた分は助成対象外となります。

3 登録申請の手続き

助成金の交付を希望する場合、事前に交付対象者の登録申請の手続きが必要です。

(1) 提出書類

次の書類を、「4 提出・問合せ先」へ持参又は郵送により提出してください。

①	上越市若者奨学金返還支援助成金交付対象者登録申請書（様式第 1 号） 市のホームページからダウンロードできます
②	大学等の卒業を証明する書類の写し 大学等が発行する卒業証明書（修了）または卒業証書の写し
③	奨学金の借入額が確認できる書類の写し ■日本学生支援機構の奨学金の場合 「貸与証明書及び返還証明書」、「貸与奨学金返還確認票」、「口座振替(リレー口座)加入通知」のいずれか一つの写しを提出 ※貸与証明書及び返還証明書は日本学生支援機構に発行を依頼してください。また、奨学生証は貸与証明書ではありませんので、ご注意ください。 ■日本学生支援機構以外の奨学金の場合 「奨学金名」、「貸与機関名」、「氏名」、「貸与(借用)総額・返還額」、「貸与(借用)期間・返還期間」が確認できる書類の写しを提出 (例：借用証書、返還明細書など) ※有利子の奨学金を借りていた場合は利子を含めた返還額が記載されているかを必ず確認してください。
④	戸籍の附票の写し（原本を提出） <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票の写しは、住所の履歴を記録したもので、上越市に 3 年以上居住していることの証明になります。 本籍地が上越市の場合、戸籍の附票の写しは、市民課、各区総合事務所、南・北出張所で取得できます。窓口で発行される書類が戸籍の附票の写しですので、そのまま提出してください。 本籍地が上越市以外の場合は、本籍地の市役所等へ戸籍の附票の写しの取得について、お問い合わせください。 戸籍の附票の写しで上越市に 3 年以上居住していることが証明できない場合は、事前にご相談ください。 (例：外国籍の方や市外出身の方で上越市に住民登録をしていなかったが 3 年以上居住したことがある方など) ※上越市はコンビニ交付サービスを実施していませんので、戸籍証明書とお間違えのないようご注意ください。

※提出された書類の内容を電話等で確認させていただく場合がありますので、提出書類の写しを保管しておいてください

提出書類①:上越市若者奨学金返還支援助成金交付対象者登録申請書(第1号様式)記載例

〔表面〕

◎申請書は、申請者ご本人が直筆で記入してください。

第1号様式(第5条関係)
上越市若者奨学金返還支援助成金交付対象者登録申請書

令和6年7月1日

(宛先) 上越市長

上越市に3年以上の居住実績を確認するため、住民登録の有無関係なく、実際に上越市に居住していた期間を記入(戸籍の附票の写しを確認の上、記入してください)
※記載例の場合、生まれてから高校卒業まで上越市に居住、専門学校進学後は他県に居住

次のとおり上越市若者奨学金返還支援助成金交付対象者登録申請書類を添えて申請します。

ふりがな	じょうえつ たろう		
氏名	上越 太郎	生年月日	平成15年6月1日
住所	〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号		
電話番号	090-****-****	申請書類について、市から内容確認の連絡をさせていただく場合がありますので、 <u>日中でも連絡のとれる電話番号やメールアドレスを記入</u> してください	
E-mailアドレス	joetsu.xxx@xx.jp		
本市居住期間	平成15年6月 ~ 令和4年3月		
大学等	学校名	△△△専門学校	
	所在地	△△県〇〇市***三丁目**番*号	
	卒業・修了時期	令和6年3月	
奨学金	名称	独立行政法人日本学生支援機構 第*種奨学金	
	貸与機関名	独立行政法人日本学生支援機構	
	借入期間	令和4年4月 ~ 令和6年3月	
	借入総額	1,440,000 円	
	返還期間(予定)	令和6年10月 ~ 令和19年9月	
返還支援希望期間	令和6年10月 ~ 令和11年9月		

助成金の交付を希望する奨学金の返還期間を記入

記載例の場合、令和6年10月から令和11年9月までの返還分(60か月)に対して助成金の交付を希望

※令和5年度以前から奨学金を返還している方は、令和5年4月の返還分から助成対象となります。

ただし、上越市以外で住民登録・居住していた期間に返還した分は助成対象外です

※助成金の交付を受ける年度の3月31日時点で満30歳以下が要件となりますので、29歳になる年度までに返還した分が助成対象となります(例:令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)に29歳になった方→令和5年度の返還分のみ助成対象)

〔裏面〕

就業先所在地は本社ではなく、実際に就業されている支店や事業所等の住所を記入してください。
 なお、就業されていない場合は、「無職」と記入してください

就業 情報	就業先名称	株式会社****
	就業先所在地	上越市〇〇1丁目*番*号
添付書類（□にレ点を記入してください。）		
提出する書類にし点を記入	<input checked="" type="checkbox"/>	大学等が発行する卒業を証明する書類の写し
	<input checked="" type="checkbox"/>	奨学金の借入額を証明することができる書類の写し （奨学金を貸与する団体が発行する奨学金の借入総額を確認することができるもの）
	<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍の附票の写し（当該書類により3年以上本市に居住したことを確認することができる場合に限る。）
	<input type="checkbox"/>	3年以上本市に居住したことを証明する書類の写し（アパート等の契約書など） （戸籍の附票の写しで確認することができない場合に限る。）
誓約・同意事項（□にレ点を記入してください。）		
誓約・同意する場合、し点を記入	<input checked="" type="checkbox"/>	上越市に定住する意思を持って居住しています。
	<input checked="" type="checkbox"/>	本市から奨学金の貸与を受けましたが、返還免除の対象となっていません。
	<input checked="" type="checkbox"/>	市内に居住していることを確認するため、総合政策課の職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。（同意しない場合は、1か月以内に交付された住民票の写しを添付してください。）
	<input checked="" type="checkbox"/>	市税の滞納がないことを確認するため、総合政策課の職員が納税状況を閲覧することに同意します。
	（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約） (1) 助成金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 助成金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。 (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付対象者の登録若しくは交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記について誓約します。	

本市から奨学金の貸与を受けていない場合、し点の記入は不要です

※レ点の記入漏れがある場合は、登録申請書を受け付けることができませんので、ご注意ください

提出書類③:奨学金の借入額が確認できる書類の写し

■日本学生支援機構の奨学金の場合

返還開始前に日本学生支援機構から届く「貸与奨学金返還確認票」または「口座振替（リレー口座）加入通知」がお手元にない場合は、日本学生支援機構に貸与証明書及び返還証明書の発行を依頼し、提出してください。

（各証明書の発行は「スカラネット・パーソナル」からも可能です）

*日本学生支援機構の「奨学金貸与証明書」

奨学金貸与証明書		見本
奨学生番号 611-**-***** 氏名 鈴木 太郎 学校名 機構大学 (令和**年**月**日現在)		
貸与期間	****年**月 から ****年**月 まで (予定)	
貸与月額	***.***円	
貸与総額	*,***.***円	
上記のとおり相違ないことを証明する。 令和**年**月**日		
	東京都新宿区市谷本村町10-1 独立行政法人 日本学生支援機構 奨学事業戦略部長 青 英 一 郎 <div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">公印</div>	

*日本学生支援機構の「奨学金返還証明書」

奨学金返還証明書		見本	
奨学生番号 H10-**-***** 氏名 梅崎 太郎 学校名 機構大学 (令和**年**月**日現在)			
貸与総額	*,***.***円	返還総額	*,***.***円
割賦方法	月賦	年 割 率	*,***.***%
割賦金	*,***円	返済回数	*,***回
返還回数	***回	残 額	***円
現在の残額	*,***.***円		
元 金	*,***.***円		
利 息	*,***円	(****年**月**日分まで)	
返還残期間	****年**月**日 から ****年**月**日 まで		
備 考	利息には、未払月分は含んでいない。		
上記のとおり相違ないことを証明する。 令和**年 **月**日			
	東京都新宿区市谷本村町10-1 独立行政法人 日本学生支援機構 奨学事業戦略部長 <div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">公印</div>		

※日本学生支援機構ホームページより引用

■日本学生支援機構以外の奨学金の場合

①奨学金名、②貸与機関名、③氏名、④貸与（借用）総額・返還額、
⑤貸与（借用）期間・返還期間 が確認できる書類を提出してください。

※有利子の奨学金を借りていた場合は利子を含めた返還額が記載されている
ことを必ず確認してください

〔例：返還明細書〕

① ●●●●●●奨学金返還明細書

④・⑤

	奨学生番号	第 号	返還総額	円
③	氏 名		返還期間	年 月から 年 月まで (年間)
	生年月日	年 月 日		
	借用終了年月	年 月	返 還 額	円 (1回当たりの金額) <input type="checkbox"/> 年賦 <input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
⑤ 借用金額内訳	借 用 期 間	借 用 日	借 用 金 額	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
	年 月から 年 月まで	年 月 日	円	
借 用 金 額 合 計			円	

② ●●●●●●育英会

(2) 受付期限

令和6年7月1日（月）から9月30日（月）まで

※郵送の場合は、9月30日（月）必着

(3) 留意事項

- ・提出書類について審査を行った後、交付対象者の登録（却下）について申請者へ通知します。
- ・交付対象者として登録された場合でも、助成金の交付申請時点で対象要件に該当しない場合は、助成金を交付することができませんので、ご了承ください。
- ・登録内容に変更が生じた場合、変更の内容によっては変更届出書の提出が必要となりますので、「4 提出・問合せ先」へ必ずご連絡ください。

4 提出・問合せ先

上越市総合政策部 総合政策課 企画調整係

住所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話：025-520-5626（係直通）

Mail：sou-seisaku@city.joetsu.lg.jp

ホームページ

…各種様式がダウンロードできるほか、Q&Aを掲載しています。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kikaku/henkan-shien.html>



※持参による提出の場合は、以下の窓口への提出も可能です

- * 各総合事務所 総務・地域振興グループ
- * 南出張所、北出張所

※メールでお問合せいただく場合は、件名を「奨学金返還支援」関係と分かるようにして送信してください